

第 89 号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例（平成30年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「熊本市」を「上益城郡益城町」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事務所の移転に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。